

# 長野県・日本弁理士会との知的財産支援協定に基づく 「休日パテントセミナー2021 in 松本」 —そのアイデア、あのデザイン、「意匠」登録してみませんか。—

日本弁理士会東海会では、起業、創業、町おこし、新商品・新サービス展開をお考えの個人・ベンチャー・中小の企業、公共・公益団体等の方々、及び、一般市民の方々を対象に、休日パテントセミナーを開講しており、当年度は長野県松本市において開講いたします。

■日 時 令和4年2月26日（土）午前10時～正午（受付開始 午前9時30分）

■会 場 ホテルモンターニュ松本 ※下記地図参照  
(長野県松本市市上3-2 電話 0263-35-6480)

## ■内 容

新しいアイデアを考えたとき、まずは、特許若しくは実用新案登録を思いつくことが多いと思います。また、ユニークなデザインを創作したとき、著作権の保護を期待すると思います。

令和元年、知的財産法の一つである意匠法が改正され、アイデアやデザインを幅広く保護することが可能になりました。

新しくなった意匠法の改正ポイントと、アイデアやデザインを保護する登録例を通じ、意匠登録の利点と活用方法をご紹介します。

新しい意匠法は、製造業の方に限らず、建築家、内外装のデザイナー、ウェブサイトのクリエイター、ソフトウェアのプログラマー、メーカーの方も活用できる内容です。ふるって御参加下さい。

■講 師 日本弁理士会東海会会員弁理士 中村 知公（日本弁理士会 意匠委員会委員）

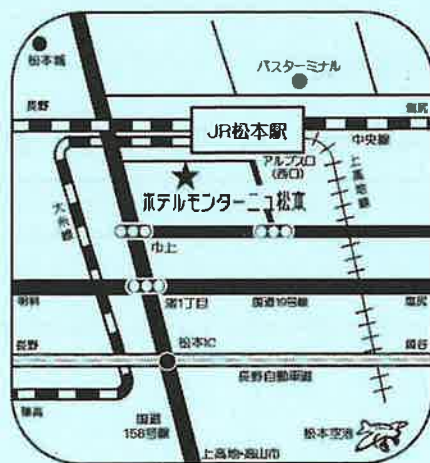
■定 員 45名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

■主 催 長野県・日本弁理士会東海会（運営：日本弁理士会東海会 長野県委員会）

■参加費 無 料

■対 象 起業、創業、町おこし、新商品・新サービス展開を目指す方々、公共・公益団体等の方々、金融関係者、中小企業の経営者、知的財産関係者、学生、一般市民の方々

※本セミナーは弁理士向け業務研修も一部兼ねておりますので、弁理士も受講することがあります。



○タイトルの西暦表示は事業年度であります「2021」とさせていただきます。

○パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

○知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権等を含めた総称です。

○会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

○諸事情により中止する場合は弊会ホームページで案内いたします。

<申込方法・申込書・は裏面に掲載>

## 申込方法及び問合せ・申込先

### ■お申し込み方法

聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付してください）にて下記会場までお申し込みください。またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承ください。

■締切り 令和4年2月21日(月)

### ■お申し込み・お問い合わせ先

## 日本弁理士会東海会

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19

名古屋商工会議所ビル8階

TEL. 052-211-3110

FAX. 052-220-4005

e-mail: info-tokai@jpaa.or.jp

web: http://www.jpaa-tokai.jp/

### 「弁理士」とは

弁理士は、知的財産の専門家として、特許（実用新案）、意匠、商標、国際出願、著作権、不正競争等に関する事項を幅広く取り扱っています。特許権や商標権等の権利取得のための出願代理や審判・訴訟代理、また特許権等の侵害訴訟における訴訟代理人又は補佐人、さらに税関での侵害品の輸入差止め代理などを行います。その他、知的財産に関する鑑定、相談、契約の代理、仲裁代理など、知的財産の創成、保護、活用に関する業務を行っています。

### 「日本弁理士会」及び「日本弁理士会東海会」とは

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11年に設立された弁理士に関するわが国唯一の法人組織であり、弁理士は、すべて弁理士会の会員にならなければなりません。

本会は、全国単一の組織ですが、弁理士法第58条により、平成9年1月31日に東海地域（愛知・岐阜・三重・静岡・長野県）に日本弁理士会東海支部（東海会）が開設されました。

なお、長野県内に事務所を有する弁理士は75名（令和3年11月30日現在）です。

○タイトルの西暦表示は事業年度であります「2021」とさせていただきます。

○パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

○知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権等を含めた総称です。

○会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

○諸事情により中止する場合は弊会ホームページで案内いたします。

**新型コロナウイルス感染拡大予防対策** ※定員削減の上、下記対策を講じます。対策の詳細は日本弁理士会東海会HPをご覧ください。

・アルコール除菌液の設置、使用の奨励・机、テーブル、演台、ドアノブなどのアルコール除菌・受講者間、講師との間隔を十分な距離を保ちつつ実施

・受講者、講師及び運営スタッフの予防（アルコール除菌、手洗い、うがいなどの励行、マスク着用、検温など）

※当会としましては、当セミナー受講による新型コロナウイルス感染リスクに対して責任を負いかねますこと予めご了承ください。

日本弁理士会東海会 行 (FAX052-220-4005)

## <休日パテントセミナー2021 in 松本 参加申込書>

フリガナ	
氏名	
連絡先	(〒 - )
	連絡先が勤務先の場合は社名・部署名・役職をご記入ください。
	電話 ( ) - FAX ( ) -

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。また会場からのイベント情報の提供に利用させていただきます。